

事業実績（研修）報告

1. 研修の概要

- (1) 目的 「議員の発言権を活用する」について
- (2) 日時 令和5年3月28日（火）
10時～13時 14時～17時
- (3) 場所 オンラインセミナー
- (4) 参加者 大塚 久美子 議員、 以上1名



（オンラインセミナー視聴中）

2. 研修内容と所感

議員の発言権を活用する 地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬和彦氏

議員の発言権（基礎編）

1、議員の発言権とは

- (1) 発言自由の原則(2) 発言に対する制限
- (3) 国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い

2、発言の種類

- (1) 質問(2) 質疑(3) 討論(4) 議事進行発(5) 一身上の弁明(6) 議員としての議長の発言

3、発言の議事運営上の手続き

- (1) 通告書の提出(2) 通告の時期(3) 発言の順位

4、発言の取り消し

- (1) 議員の発言取消し・訂正(2) 執行機関の発言取消し・訂正(3) 会議録における取り扱い

5、不穏当発言・不規則発言

- (1) 不穏当・不規則発言とは(2) 不穏当発言の基準(3) 不穏当な言動に対する秩序罰

6、議員の発言に対する法的責任

議員の発言権（活用編）

～効果的な質問・質疑のチェックポイント～

1、質問

- (1) 意義と種類(2) 機能(3) 通告と事前聞き取り(4) 答弁を求める者の解釈
- (5) 一問一答の活用手法(6) 質問の範囲(第三セクター・外交問題等)
- (7) 議長等に対する質問(8) 質問時間(9) 無通告による質問の取り扱い(10) 重複質問
- (11) 質問における要望(12) 効果的な質問を行うにあたっての11個のチェックポイント
- (13) より良い答弁を引き出すための5つの方策(14) 質問における情事源

2、質疑

- (1) 意義と4つの注意事項(2) 質問と質疑の3つの違い
- (3) 委員会付託前の質疑と委員長報告後の質疑(4) 本会議と委員会質疑の違い

3, 質問・質疑 (活用編)

- (1) 質問のテーマを考えるにあたっての3つのポイント(2) 執行機関への聞き取り
- (3) 質問と公約(4) 政策提案と質問(5) 予算・決算における質疑改善点

所感

現在、議員間討議について議会改革検討委員会内で話し合いが進んでいる。議員間討議をどのように進めていったらいいかについて、オンライン中の質問時間に講師の廣瀬氏に尋ねたところ、議員間討議がうまくいったところはないとの話であった。これはかなり驚いた。会津若松市議会が成功しているので、経験を積んでいくことですねとのアドバイスをいただいた。先進事例がないのはそのような理由であることがわかった。

一般質問の仕方については、今後検討していかなければいけない事項が多数見つかった。まず通告書については、詳しく記載する必要はなく大きな議題に対して通告することで、議員の質問の範囲が広がるとのことであった。この件に関しては、本市は通告書が詳しく書かれ議題外に及ぶことは質問できないため、近隣市と比べても、議員にとっては不利であると思っていたところである。逆に言えば、執行部が答弁を作成しやすいように要旨が書かれているということである。議員にとっての不利益はほかにもあり、同じような議題で一般質問をする場合、先に質問する議員が後に質問する議員の要旨について知ることになり、再質問を追加するということが現に起こっている。また、質問範囲が狭くなり深く質問できないことは、市民にとっても不利益である。今までの西尾市議会の歴史を覆すようではあるが要旨については検討する価値はあると考える。

また、議員としての政治信条や市政等に対する強い思いを持つことは大事であるが、質問は答弁とセットで1つのものであるから答弁のない質問は適切ではないとのことであった。そのような一般質問も見受けられるため、今後議会改革の中で議論し、市民のくらしがよくなるための一般質問になるよう働きかけていきたい。

収支報告

| 項目 | 支出金額 | 備考 |
|-------|----------|----|
| 研修費 | 25,000 円 | |
| 資料購入費 | 0 円 | |
| 事務費 | 0 円 | |
| 計 | 25,000 円 | |

